

平成 22 年度第 2 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
第 3 回合法木材供給体制整備部会・第 3 回合法木材普及拡大部会
合同会議 議事要旨

日時：2011（平成 23）年 3 月 8 日（火）13:30～15:30

場所：林友ビル 6 階会議室（東京都文京区後楽）

議事要旨

①平成 22 年度違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業の実施結果について

事業を実施している 3 団体（全木連、林業経済研究所、FoE Japan）からそれぞれ事業実施報告がなされた。

[質疑・意見]

- ラオスの輸出状況について、ラオスは丸太及び加工度の低い製材は原則輸出禁止であるが、インフラ建設時の伐採は例外である。例えば水力発電ダムの建設サイトで出てくる材については例外的に輸出されている。ベトナムがラオスから輸入している丸太にはそういうものが含まれるとみなしていいのか。
→ (FoE) 全量がそういった例外的な由来の丸太かどうかは今回の調査では確認できないが、聞き取りで把握した範囲ではダム建設等の特例で輸出を許可されている丸太が多い。
- 林経研のアンケート調査について、結果の公表はしないのか？いつ発表されるのか。
→ (林経研) 結果は現在まとめ中である。認定団体のアンケート調査を見ると、極めて積極的な団体とそうでない団体の温度差が大きい。積極的なところの取り組みを他の団体に広めていくような活動が今後の課題。
- ロシアでの現地調査で、森林業者による違法伐採が確認されたとあるが、どのような違法伐採だったのか？
→ (FoE) ロシアの違法行為については、中国人木材密輸グループが摘発されている、違法に国立公園などで盗伐された木材が日本に輸出されているという例を聞いてきた。対策については、イルクーツクでは、運用はまだだが団体認定のような取り組みが動きつつある。またロシア全体で認証材（FM も CoC も）が普及しつつある。
- ベトナムの FSC 認証、違法伐採対策について。FSC CoC 認証を取得している。CoC はかなり多いが、FM については少なく、そもそも生産林が少ない。

違法伐採が天然林で起こってくるというよりは、人工林で起こってくる可能性があるという認識でいいのだろうか。

- (FoE) 国有林の生産林のうち **30%**の認証化を目標に政府主導で行っている。国有の天然林の伐採はそもそも少なく、天然林は天然林で評価、保護し、人工林で認証を取得していく動きになっていくのではないかと思う。ベトナム国内の天然林の伐採は減っていて、植林木、人工林・輸入木材で動いている。合法性の確認については、ベトナム加工業者は輸入までして認証材を使って、EU、欧米の要求に対応しているが、非認証の植林地、コミュニティから出てくるような木材も扱っていないわけではない。認証材は要求の高い欧米へ、中国・日本については非認証、非コントロール材を流すという傾向がある。
- 日本に認証材が入ってきていないかのように強調された印象を受けたが、私が調べたところ、実態はゴム・廃材利用がほとんどで合法証明の対象にならない。天然林の非証明材が日本に流れてきているというわけではない。
- 長期優良住宅などの流れの中で、川下の合法木材にたいする助成が始まるなど、関心が高まりつつある。実際に現場でどのように見ているか？
- (事務局) 電話での問い合わせはよくある。今までは公共建築物、政府調達で合法木材利用のきっかけであり、需要者の中にはあまり自分には関係ないと思っているところが多かったが、新規住宅の **1/4** が長期優良住宅となった現在、いよいよ自分のビジネスに関係してきたと認識している事業者が増えたと聞いている。自社で扱う材の証明状態について具体的な問い合わせが増えていると感じている。公共建築物等の木材利用促進法の具体的な施行に伴って、合法木材の要求は別の形で広がっていくと思う。
- エコプロダクツ展ほど環境に関心のない **DIY** 展などでの一般消費者へのアンケートの結果で、年々来場者の意識の変化はあるか？
- (事務局) 平成 **19** 年から **4** 年間 **2** つの展示会において合法木材のブースを作っている。そこで毎年同じ様式で簡単なアンケート調査をしている。**22** 年度のもはまだ集計していないが、基本的な合法木材の認識については、少しずつ、認知が広がっていることは間違いない。

②合法木材普及拡大部会報告

柿澤部会長から資料に基づき報告があった。

③合法木材供給体制整備部会報告

永田部会長（欠席）に代わり、事務局から資料に基づき報告があった。

[質疑・意見]

- 資料に書かれている「（認定事業体等の登録について）厳密な意味での登録制度ではない」というのは、どのような意味か。
- （事務局）団体がどう管理されているのかについては現段階ではガイドラインに基づいて条件を整えた団体は宣言して団体になるとなっているが、団体の方を含めた登録制度になっていないということ。
- 今の説明だとやっている内容はまだ不十分であるという意味か。
- （事務局）我々が認識していない団体が、認定活動をしている可能性は否めない。これは制度の問題かなと認識している。合法木材ナビへの登録をきちんとやろうというのが、今回の目的。
- 全木連に報告してこない団体でも同じくガイドラインに基づく要領で、団体に所属する会社を事業体として認定して、合法材、認定番号を発行していたのなら、こうした事業体については排除しないということなのか？
- 少なくとも、ガイドラインでは認定団体が宣言し、それに即して事業体を認定するという事になっている。合法木材ナビに団体認定の登録に関しても統合、統一してやろうというのが本来の意図。今のガイドラインでは、自分たちが把握できてない団体を切ることはできない。
- 合法木材推進マークについて、今年だけでなく、これまでずっと懸念してきた論点だが、林野庁としては、その過程を知っておきながら、なぜ来年度の予算にマーク表示ありきと読み取れる実証事業を組み込んだのか？

④その他

23年度林野庁予算概要について林野庁から説明があった。

（林野庁）合法マーク表示については、できれば24年度からの本格的な実施を目標に、来年度は実証分析を行いたいと考えている。先ほどの質問への回答としては、マーク表示の需要者へのメリットは大きいと考えている。

[質疑・意見]

（林野庁）基本的に自主的な取り組みとして合法木材制度を進めているが、日本の木材需要7割が輸入品というグローバルな流れの中では、日本がボランティアというところに安住してしまうと、かえって将来的な日本の木材供給を阻害してしまうのではないかと懸念している。来年度は実現可能性、課題など、今まで具体性に欠けた議論しかできなかったところを、きちんと実証しながら検討したい。

—了—